

大阪市城東区学校体育施設開放事業における学校体育館の空気調和設備の使用要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪市城東区学校体育施設開放事業実施要綱に基づく学校体育施設開放事業における体育館の空気調和設備（以下「空調」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる空調)

第 2 条 この要綱の対象となる空調は、城東区内にある市立学校の体育館の空調であるものとする。

(使用可能期間)

第 3 条 空調の使用可能期間は、毎年 6 月 1 日から 9 月 3 0 日までとする。

(使用申込み)

第 4 条 空調の使用を希望する団体（以下「利用団体」という。）は、使用申込書（様式第 1 号）を各学校体育施設開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に提出しなくてはならない。

2 運営委員会は利用申込書に基づいて利用団体名簿（様式第 2 号）を作成して区長に提出しなければならない。

(使用について)

第 5 条 空調の使用については、城東区役所と運営委員会が、毎年協定書を締結し、協定書に基づき取扱いを行うものとする。

(使用実績報告)

第 6 条 利用団体は、毎月、使用月の翌月の 5 日までに運営委員会に使用報告書（様式第 3 号）を提出し、運営委員会は、利用団体より受領した使用報告書に基づき使用実績報告書（様式第 4 号）を作成し、毎月 1 0 日までに区長へ提出するものとする。

(その他)

第 7 条 利用団体は、虚偽の使用報告を行ってはならない。虚偽報告が判明した場合、区長は運営委員会に対し調査並びに報告を求め、調査の結果、利用団体における虚偽の使用報告が判明した場合、区長は、運営委員会に対し、利用団体の体育館の使用を以後 3 年間認めない取扱いをするよう指示するものとする。

2 運営委員会が、第 1 項の指示を行使しない場合、区長は、運営委員会に対し体育館の使用をしないよう指示できるものとする。

3 利用団体は、空調使用中に機械に異変を感じた時は使用を中止し、運営委員会に報告を行い、運営委員会は速やかに学校長及び区長へ報告を行わなければならない。

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。